

# 鳴海住宅取壊し工事(第3工区)

番号	図面名称	縮尺
0	表紙・図面目録	
1	特記仕様書 1	
2	特記仕様書 2	
3	全体配置図、付近見取図、建物概要	1/300
4	撤去平面図	1/200
5	撤去建物図1	1/200
6	撤去建物図2	1/200
7	撤去建物図(倉庫、駐輪場、ハ'-ゴ'う)	1/100
8	撤去平面図(植栽)	1/200
9	撤去供給処理施設平面図(雨水)	1/200
10	撤去供給処理施設平面図(汚水)	1/200
11	撤去供給処理施設平面図(給水)	1/200
12	撤去供給処理施設平面図(電気)	1/200
13	撤去供給処理施設平面図(ガス)	1/200
14	杭位置平面図(参考図)	1/200
15	取壊し後敷地平面図	1/200

愛知県建設部建築担当局公営住宅課

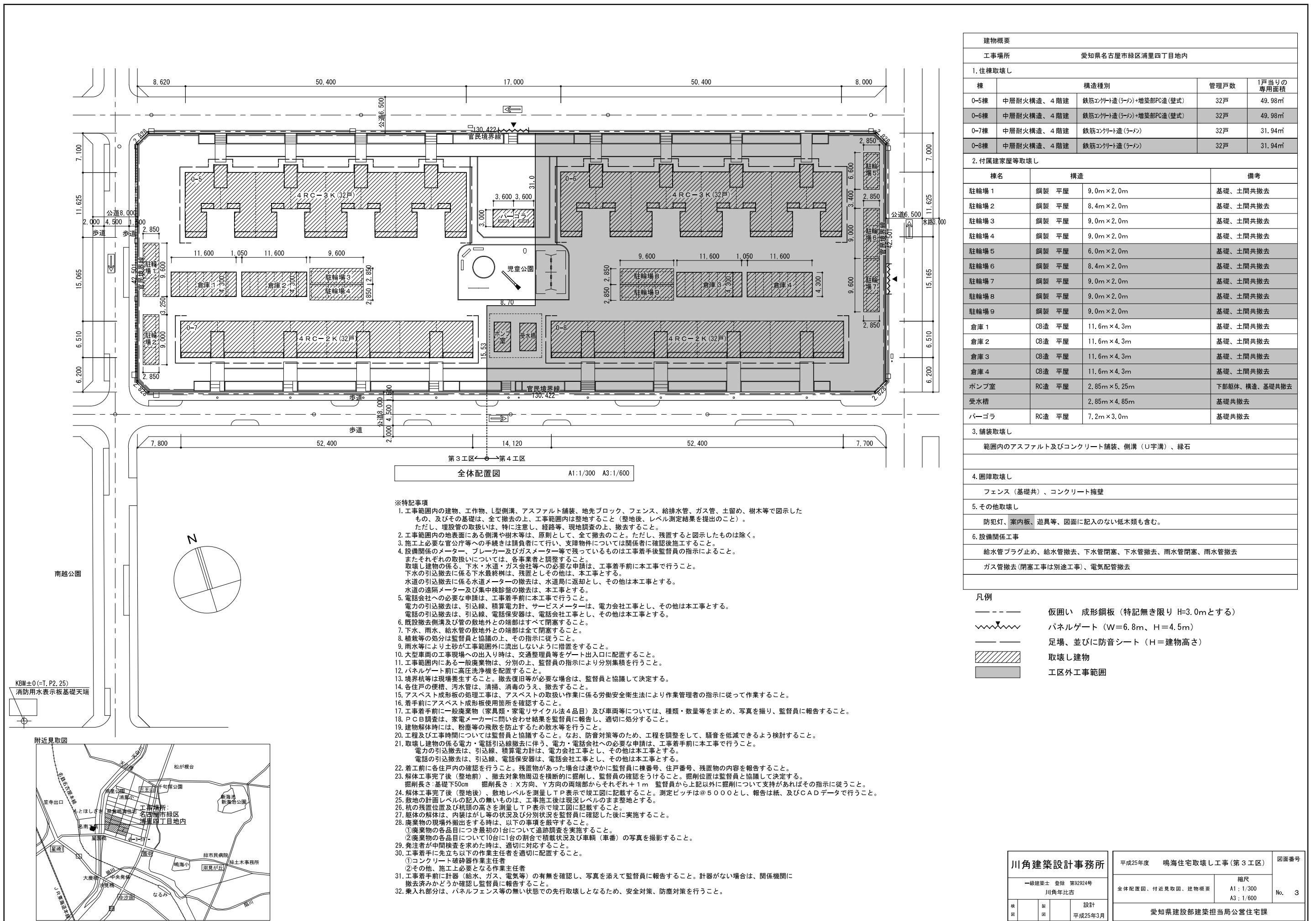
工事(積算)番号 H25Q12J00610

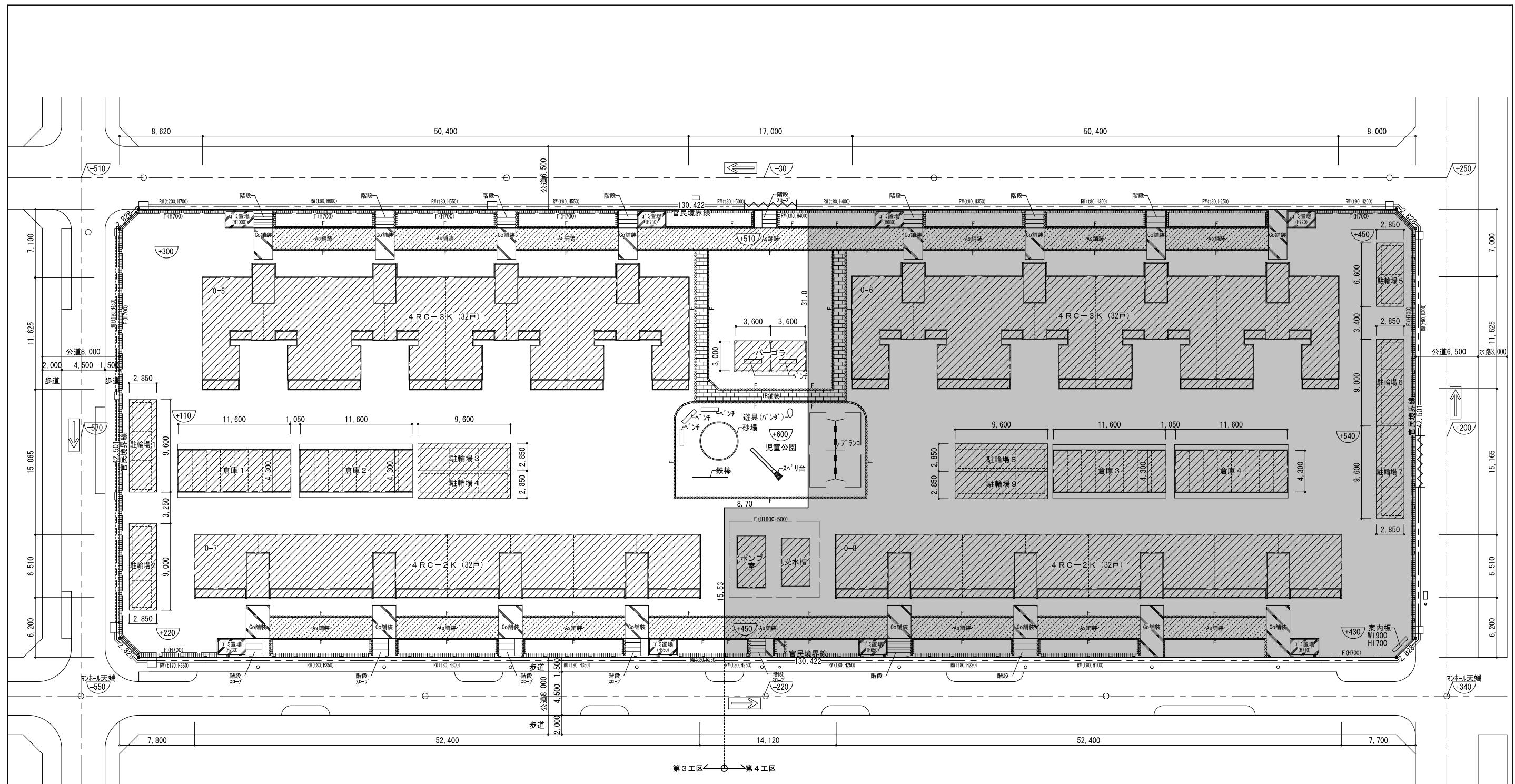
課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項	項目	特記事項
【取壊し工事】	■総則編 1章 一般共通事項■	再資源化	ポン(HCFC)のうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物資をいう。
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に關係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書(平成22年度版) 4) 国土交通省大臣官房官庁首構部監修 建築物解体工事共通仕様書(平成24年版) B. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。		C. 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他 [ ] *以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> 、CREDAS打ち出し様式 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> 、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/kenchiku-tebiki23.pdf</a> 、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html</a>
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の1)から5)の順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)	分別収集 再生資源の利用	D. 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 E. リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sosennriyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/top/unyou/sosennriyou.pdf</a> を参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 *次の資材のうち、「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループの資材は、あいくる材の認定資材を使用する。 ①再生加熱アスファルト混合物 ②再生路盤材 ③コンクリート二次製品 ④舗装用ブロック ⑤再生硬質塩化ビニル管 ⑥PET製小口径ます用のふた ⑦堆肥・植栽基盤材 ⑧間伐材利用の工事用看板 ①の使用箇所: 敷地内アスファルト舗装 ②の使用箇所: 砂利地業、敷地内舗装の路盤 ⑤の使用箇所: 屋内・屋外の硬質塩化ビニル管使用箇所 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督員の承諾を要する。 *工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) *あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html</a>
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成23年4月1日適用)に定めるところによる。 ( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/sekkeihennkouyourou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/sekkeihennkouyourou.pdf</a> )		* 次の資材のうち、「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループの資材は、あいくる材の認定資材を使用する。 ①再生加熱アスファルト混合物 ②再生路盤材 ③コンクリート二次製品 ④舗装用ブロック ⑤再生硬質塩化ビニル管 ⑥PET製小口径ます用のふた ⑦堆肥・植栽基盤材 ⑧間伐材利用の工事用看板 ①の使用箇所: 敷地内アスファルト舗装 ②の使用箇所: 砂利地業、敷地内舗装の路盤 ⑤の使用箇所: 屋内・屋外の硬質塩化ビニル管使用箇所 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督員の承諾を要する。 *工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) *あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> ・ <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshibi.html</a>
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督員へ提出する。		2. 定置する足場、桟橋、リフト等の設置 : ・建築工事 ※本工事 ・別契約工事 足場 : (幅: ○ 0.9) ※1.2 m) 手すり先行工法 *工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事特記仕様書(平成22年度版)」の総則編1.3.1足場、その他の2の規定にかかわらず、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行工法による足場方式により行うこと。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等を設置する。 3. 仮囲い: ※設置する ・設置しない 仮囲いの構造: ◎成型鋼板(高さ: 3.0m) ※解体養生シート(高さ: ※3.6 ・ 5.4 m) 仮囲いの位置: 図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設 :
1.2.1 施工管理	「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日策定 国土交通省住宅局建築指導課) : ・適用する ※適用しない * 愛知県建築工事品質管理要領 : ※適用する ・適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4.(1)確認項目及び確認方法の例示一覧(別紙)に、確認項目として掲げられた工事内容のうち、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、(2)留意事項に留意し、品質管理の記録を監督員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた確認項目については、この限りでない。 *主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第318号国土交通省総合政策局建設業課長通知)によるものとする。	1.3.4 監督員事務所	・設ける ※設けない A. 規模: ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m <sup>2</sup> 程度 B. 標準仕上げ C. 設備、備品等 * 監督員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは請負者の負担とする。
1.2.5 電気保安技術者	・適用する ※適用しない	1.3.5 請負者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、請負者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督員の承諾を受ける。 3. 建築物等の解体作業時における石綿ばく露防止対策等の掲示: ※実施する ・実施しない *厚生労働省愛知労働局ホームページ( <a href="http://www2.aichi-rodo.go.jp/jyoho/docs/eiseika/asbestos/asbestos05.html">http://www2.aichi-rodo.go.jp/jyoho/docs/eiseika/asbestos/asbestos05.html</a> )等にて確認の上で実施する。
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の纖維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定場所は敷地境界の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業前及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/1を超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督員に報告する。	1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」(平成19年版): ※適用する(評価シートの作成: ・する ・しない) ◎適用しない B. 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/0000009402.html</a> を参照。)別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
1.2.14 発生材の処理等	2. 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物 : ・有(処理方法: ) ※無 現場において再利用を図るもの: A. 引渡しを要するものは、監督員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督員に引渡す。 *引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 *昭和47年以前の建築物で、次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機間に依頼し、その有無を確認する。 蛍光灯安定器、コンデンサ、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)、 ボリサルファイド(チオコール)系コーティング B. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の處理及清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> を参照。)に基づき適正に行う。 *施工計画書に添えて(工事完了時に、「リサイクルガイドライン」により次の計画書(実施書)を監督員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データと併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDAS打ち出し様式2) 3) 建設廃棄物処理計画書(実施書)(様式7) *マニフェスト集計表を作成し、監督員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたは?)、マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、請負者の社印を押したものとする。 *本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 *フロン類は、下記の「フロン類回収仕様(平成15年4月1日)」により処理する。 1) フロン類は、機器撤去及び冷媒更新時に全量回収すること。なお、フロン類を全量本体内に封入できる場合には、機器を撤去・搬出した後に回収作業を行ってよい。 2) フロン類の回収は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づいて行うこと。なお、圧力区分は同施行規則によること。 3) フロン類の回収は、第1種フロン類回収業者登録事業者によって行うこと。 4) 回収したフロンは、「愛知県フロン保管センター<愛知県フロン回収・処理推進協議会指定>」のほか、「回収冷媒管理センター<(社)日本冷凍空調設備工業連合会認定>」もしくは「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン破壊法)の規定に基づき許可を受けたフロン類破壊施設」に運搬すること。 5) フロン類回収報告書をもって報告すること。 6) 報告書には、以下の項目を明記すること。 工事名、請負業者、第1種特定製品の種類及び台数、冷媒の種類・充填量・回収量、 回収業者(登録番号)、回収場所、作業責任者、作業日時(開始・終了)、 また、必要図面及び回収作業・吸引圧力等の確認ができる写真を添付する。ただし、家電リサイクル法に基づき、フロン類を本体に封入したまま、機器本体をメーカー等に引き渡した場合は、機器の送致を確認できる資料のみを報告する。 7) この仕様書において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカ	1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
建設副産物		1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/</a> を参照。)に基づく。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 請負者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、請負者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、請負者協議の上、決定する。 ※撮影箇所数については、監督員の指示による
フロン類			

川角建築設計事務所			図面番号
平成25年度 鳴海住宅取壊し工事(第3工区)			No. 1
一級建築士 登録 第52924号	縮尺		
特記仕様書1		設計 平成25年3月	
愛知県建設部建築担当局公営住宅課			

項目	特　記　事　項	項目	特　記　事　項																		
1.8.4 完成図その他 常備図書 建設業退職金共済制度 施工体系図の掲示 各種調査への協力 工事中の安全管理 工事コスト調査の協力 特定住宅瑕疵担保責任 工事費内訳明細書 工事下請負 騒音・振動対策 排出ガス対策型建設機械 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料 工事の下請負 施工体制 現場代理人	<p>F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。      1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。      2) 工事中：①右図（参考図）に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠れい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。      ②監督員の指示により、適宜提出する。      3) 完成時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。      ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>* 工事完了前に、整地後地盤高（5m間隔で測定）及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督員に提出する。      * 工事現場には次の図書を常備する。        ・公共住宅建設工事共通仕様書〔平成22年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）        ・建築物解体工事共通仕様書〔平成24年度版〕      * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。      * 請負金額が500万円以上の工事については、1次下請総額の如何に問わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。ただし、下請負に付さない工事、当初請負金額が500万円未満で、変更後500万円以上となる工事を除く。      * 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。      * 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。      * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督員の指示による。また、本工事の一部を下請ける場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。      * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託：        ・要する      * 愛知県公共工事請負契約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出：        ・要する      ※要しない      * 低入札価格調査対象工事（施工体制台帳の提出が義務づけられている工事は除く）においては、下請負契約書（写）を添付すること。      * 「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。      作業名：      建設機械名：      建設機械名：      * 排出ガス対策型建設機械の適用      ※ 有り      ・なし      (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260kW）)      (对象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)      貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱      (<a href="http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/">http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/faq/</a>)      * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。      * 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または团体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。      * 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならぬ。        1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。        2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。        3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。        4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。        5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。      * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。      * 現場代理人においては、請負者との直接的な雇用関係があること。</p>	<p>25.4.3 含有吹付け材の除去      25.4.4 含有保温材等の除去      25.4.5 含有成形板の除去</p> <p>3. 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等      含有吹付け材の溶融固化      : ・行う（・アスベストの中間処理に適する溶融施設・認定を受けた無害化処理施設）※行わない      1. 養生等 作業上の隔離： ・行う ※行わない      [25.4.3による]      3. 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等      処分：※埋立処分・アスベストの中間処理に適する溶融施設・認定を受けた無害化処理施設      * 非飛散アスベスト（アスベスト含有成形板）の解体処理方法は下記による。      1) アスベスト含有成形板の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。また、除去作業を行う施工範囲は、当該関係者以外立ち入り禁止とする。      2) アスベスト含有成形板の除去は、原則として散水等により湿潤化した後に「手ぱらし」で行う。やむを得ず破壊しなければならない場合は、十分に湿潤化した状態で作業を行う。      3) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積込みに当つては、高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努めるとともに、粉じん濃度測定を行う。破碎されたアスベスト含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。      4) 運搬及び処分は法令によるほか、次による。        ①除去したアスベスト含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることを表示を行う。        ②アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。      5) 除去作業後、監督員の立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。      * 水道メーターについては、工事着手前に、監督員の立会いを求め、位置、数量を確認した上、破損のないよう一ヶ所に集積し、監督員の指示を受ける。      * ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督員の指示を受ける。</p> <p>2. その他の建設資材の分別：「総則編1.2.14 発生材の処理等」による</p> <p>1. 解体材の再資源化等及び処理方法：「総則編1.2.14 発生材の処理等」による。      * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督員の立会いを受ける。</p>																			
25.1.2 除却工事の範囲 25.2.3 工事現場管理	■建築編 25章 除却工事■  除却工事の範囲：図面による  1) 養生及び仮囲いの種別及び範囲： 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 2) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督員の立会い、確認を受けること。 3) 災害及び公害の防止：次の届出を請負者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）， 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）， 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 4) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督員の指示による）      ・適用しない																				
25.4.1 一般事項	アスベスト含有建材 1. 吹付け材の封じ込め処理及び開い込み処理工事：図面による 2. 建材除去後の仕上げ工事：図面による 4. 施工調査 分析調査： ・行う（JIS A 1481）      ※行わない 5. 粉じん濃度測定：図面による		<table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">川角建築設計事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一級建築士 登録 第52924号 川角年比古</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">接 図</td> <td style="text-align: center;">製 図</td> <td style="text-align: center;">設計 平成25年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成25年度 鳴海住宅取壊し工事(第3工区)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">縮尺 特記仕様書2</td> <td style="text-align: center;">図面番号 No. 2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">愛知県建設部建築担当局公営住宅課</td> </tr> </table>	川角建築設計事務所			一級建築士 登録 第52924号 川角年比古			接 図	製 図	設計 平成25年3月	平成25年度 鳴海住宅取壊し工事(第3工区)			縮尺 特記仕様書2		図面番号 No. 2	愛知県建設部建築担当局公営住宅課		
川角建築設計事務所																					
一級建築士 登録 第52924号 川角年比古																					
接 図	製 図	設計 平成25年3月																			
平成25年度 鳴海住宅取壊し工事(第3工区)																					
縮尺 特記仕様書2		図面番号 No. 2																			
愛知県建設部建築担当局公営住宅課																					

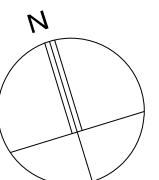




撤去平面図 A1:1/200 A3:1/400

(注記)  
 • 残置部分周辺の工事をする際は残置物を確認し撤去すること。  
 • 工区境の撤去物については、両工区調整のうえ撤去すること。

凡例	
-----	仮囲い
F	撤去 地先境界ブロック
■■■	工区外工事範囲
▨▨▨	撤去 コンクリート擁壁
▨▨▨	取壟し建物
▨▨▨	撤去 t=307スワット舗装
▨▨▨	撤去 t=100コンクリート舗装
▨▨▨	撤去 インターロッキングブロック舗装
▨▨▨	撤去 ゴミ置場W3000×D1800 t=100土間コンクリート 四方コンクリート擁壁



川角建築設計事務所		
一級建築士 登録 第52924号 川角年比古		
換 図	製 図	設計 平成25年3月
撤去平面図	A1:1/200 A3:1/400	No. 4

平成25年度 鳴海住宅取壟し工事(第3工区)		図面番号
撤去平面図	A1:1/200 A3:1/400	

愛知県建設部建築担当局公営住宅課